

各種予防接種のお知らせ

● 成人肺炎球菌予防接種

過去に成人肺炎球菌の予防接種を受けていない方で、予防接種を希望される対象者に対し、接種費用を一部助成します。

該当する方には、4月末に予防接種を郵送しますので、ご確認ください。

■対象者

市に住民登録のある方で、成人肺炎球菌ワクチンを接種したことのない次のいずれかの要件

に該当する方

①当該年度末の年齢が、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方（左記の表を参照してください）

②当該年度末の年齢が60歳・64歳の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の

機能に障害を有する方（各障がいについて身体障害者手帳1級および2級所持者）

■接種場所

茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関

※施設に入所している方または病院に入院している方で、県外の医療機関で接種を希望する方は、事前に健康増進課へお問い合わせください。

● 長期里帰りをしている方の定期予防接種

県外への里帰り出産などで生まれたお子さんの予防接種を、そのまま帰省先の医療機関で受ける場合は原則、自己負担になりますが、事前に申請をすることで、自己負担額をあとからお返しする「償還払い」が適用されます（上限があります）。希望する方は、接種予定の1カ月前までに健康増進課へご相談ください。

▼対象者

①茨城県内定期予防接種広域事業

▼助成接種期間

令和4年3月31日（木）

予防接種予診票送付のお知らせ

麻しん風しん混合（MR）第2期・日本脳炎第2期・二種混合第2期の予防接種予診票は、下記表の予診票郵送時期に郵送しています。お手元に予診票が届きましたら、なるべくお早めに、体調が良い時に接種するようにしましょう。

ワクチン	対象年齢	予診票送付時期	備考
麻しん・風しん混合（MR）第2期	小学校就学前の年長にあたる1年間	4月上旬	【接種期限】 令和4年3月31日（木）
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満	9歳の誕生月の翌月※	特例措置対象の方がいます（下記説明参照）
二種混合（DT）第2期	11歳以上13歳未満	11歳の誕生月の翌月	—

■日本脳炎ワクチンが足りなくなっています

日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）の一部に製造上の問題が生じたことから、その原因究明のため、製造を一時停止した期間があったとの報告がありました。現在は製造を再開していますが、しばらくの間日本脳炎ワクチンの供給量が減少する見込みです。

については、ワクチンの供給量が安定するまでの間、4回接種のうち1期の2回接種（1・2回目）の接種が優先されます。ただし、定期接種として接種が受けられる年齢の上限が近づいている場合には、上限を超えないように接種を受けることができますので医療機関にご相談ください。

※日本脳炎2期の予診票について

国からの指示で、平成24年4月1日～平成25年3月31日生まれの方については、令和4年度にお送りすることとなりました。

■日本脳炎特例措置対象者（平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方）で、日本脳炎予防接種が未接種の方20歳未満までに接種を受けることができます。予診票をお持ちでない方は、健康増進課（保健福祉センター内）で交付を受けることができますので、母子手帳をお持ちの上、健康増進課窓口へお越しください。